

### 第31回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年1月23日（金）午後2時30分  
場 所 大田原市役所 南別館2階・会議室1

#### 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
  - (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
  - (2) 報告第2号 農地法第3条の規定による許可について
  - (3) 報告第3号 大田原市賃借料情報について
  - (4) 報告第4号 農地所有適格法人の設立について
  - (5) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について
  - (6) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について
  - (7) 議案第3号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
  - (8) 議案第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更について
  - (9) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (10) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (11) 議案第7号 非農地証明願について
  - (12) 議案第8号 令和8年度農作業標準料金表について
- 5 出席委員（13名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之
7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一
10番 荒井 一夫	11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広
14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子	16番 唐橋 洋子
17番 佐藤 孝		
- 6 欠席委員 2番 越沼 良 3番 秋本 則夫 4番 阿見 芳  
13番 鈴木 賢一
- 7 本会に出席した職員  
農業委員会事務局長ほか 6名
- 8 傍聴人 なし

#### 開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（5番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長 (荒井 一夫) <あいさつ>

本日の出席委員は13名であり、定足数を満たしております。ただいまから第31回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、14番 古沢委員、15番 屋代委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の農業振興係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 4ページ、別冊資料説明 2～7ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 4ページ、別冊資料説明 2～7ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に、報告第3号「大田原市賃借料情報について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 5ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

次に、報告第4号「農地所有適格法人の設立について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 6～7ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。  
質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第4号を終わります。  
次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 8～27ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。本件は、議事参与に該当する案件があります。番号9番について、4番阿見委員が議事参与に該当いたします。また、番号28番について、2番 越沼委員が議事参与に該当いたしますが、本日はお二人とも欠席となっておりますのでこのまま審議を継続いたします。これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。  
はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 28～71ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。本件は、議事参与に該当する案件があります。番号1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13、1-15、1-17、1-18、1-19について、4番阿見委員が議事参与に該当いたしますが、本日は欠席となっておりますのでこのまま審議を継続いたします。これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 17番佐藤です。お尋ねしたいのですが、38ページの1-14、預ける人と受ける人が同じ名前になっておりまして、この関係についてその後も何人かいらっしゃるんですけども、どういう関係でこのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

事務局 今回上程させていただいた中で、渡人と受人が同じ方である申請がありますが、こちらは今現在、北滝地区で行われている農地バンクを通した農地の集積集約を目的とする機構集積協力金に伴う申請となっております、

この機構集積協力金の交付要件として、農地バンクの地域での農地バンクの活用率が10%以上というものがございまして、そのためにイレギュラーではあるのですが、自分から自分への貸借というものも農地バンクの活用の要件になるということで、活用率を上げるための申請となっております。

事務局 補足させていただきます。今回の案件は自己戻しと一般的に言いまして、中間管理機構を使うとその後の借り換えがスムーズにいくということで設定させていただいております。というのは、これから今度所有者と中間管理機構と借主さんと三者で契約をしているんですけども、この地域計画の話し合いの中で、ここは今度誰々が作ろうとか、ここは法人でやろうとかいうふうになったときに、その法人が今度借りるとか、違う人が借りるとなったときに、今度は中間管理機構とその法人だけの借り換えだけで済みますので、所有者の方ともう1回話し合いをして、契約を変えるという手続きがなくなるので、国と県としても、市としてもこういう方法を進めているということでございます。

佐藤 孝委員 要するに、借りたり貸したりするのが今後楽になるというということですね。わかりました。

議長 (荒井 一夫) その他、質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第3号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <別冊資料説明 8～20 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。岩城委員。

現地調査担当委員(岩城 善広) 12番岩城です。1月21日、現地調査班第4班で現地調査をしてまいりました。確認したのは、別冊資料9ページの乙連沢と滝沢の案件です。乙連沢の方につきましては、隣接する工場の方が自動車整備工場を拡張されるということと、あと現地も適切に管理されておりましたので、農振除外するという点に関して問題はないと思います。

2番の滝沢に関しましては、隣接宅地の一部として現在既に使われておりました、その宅地自体も適切に管理されておりましたし、その隣接する農地への影響もないと認められましたので、農振除外することで問題はな

いものと思われます。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第4号「農地法第5条許可後の事業計画変更について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 72 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。岩城委員。

現地調査担当委員(岩城 善広) 12番岩城です。1月21日、現地調査班第4班で現地確認をしまいいりました。先ほど事務局からもお話しがありましたが、議案第5号でもご報告いたしますので現地の部分については後ほど申し上げますが、計画変更に関しては特に問題ないものと思われます。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 73～74 ページ、別冊資料説明 23～34 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。岩城委員。

現地調査担当委員(岩城 善広) 12番岩城です。1月21日、現地調査班第4班で現地確認をしまいいりました。申請番号41、大神地内の許可申請です。転用目的は営農型太陽光発電施設設置のためです。現地の現況は畑となっており、農地として適切に管理されていきました。太陽光パネルは境界から

6mにおいて設置されるということと、あとは周辺住民との話し合いが行われた上で理解を得ているということですので、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号45、須賀川地内の許可申請です。転用目的は宅地拡張のためです。現地の状況は作付けはありませんでしたが、適切に管理されてきました。隣接する農地を購入された方が一体として管理されるということで、周辺農地への影響がないものと思われます。

申請番号46、佐久山地内の許可申請です。転用目的は2階建て住宅建築のためです。現地の状況は畑となっており、農地として適切に管理されてきました。宅地建築に当たっては、合併処理槽を設置して敷地内処理を行うという計画となっており、周辺農地への影響はないものと思われます。こちらは先ほど議案第4号で話したとおりです。

申請番号47、野崎地内の許可申請です。転用目的は、宅地分譲のためです。現地の状況は畑となっており、適切に管理されてきました。境界にはコンクリートブロック等を設置するなど、隣接地の一部が畑ですが、土砂流出飛散防止等が行われる計画となっており、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号48、佐良土地内の許可申請です。転用目的は太陽光発電設備設置のためです。現地の状況は畑となっており、農地として適切に管理されてきました。雨水浸透処理をするなど適切な対応をされるということで周辺農地への影響はないものと思われます。以上となります。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号41番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、それ以外の4件は原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号については、申請番号41番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、それ以外の4件は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は8件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 75～79 ページ、訂正配布資料>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。岩城委員。

現地調査担当委員（岩城 善広） 12番岩城です。申請のあった8件について、担当推進委員および事務局からご報告により調査検討した結果、許可することに問題はないものと思われま。以上です。

議長（荒井 一夫） 次に、今回の申請に係る新規就農者との面談を行っておりますので、それぞれ面談にあたった委員より結果についてご報告願います。はじめに、申請番号82番についてご報告願います。

新規就農者面談実施委員（助川 悦夫） 5番助川です。農業経営計画書というものが出ておりますので見ていただければと思います。■■■■■は現在建築業をやっておりますが、夏場に暇ができるということで営農をやりたいということです。今のところ機材はないようなんですが、今泉の実家から機械を借りる方法でやるということで報告を受け立ち合いました。問題はないと思います。以上です。

議長（荒井 一夫） 次に、申請番号83番についてご報告願います。

新規就農者面談実施委員（渡邊 和子） 1番渡邊です。私は藤沢地区の■■■■■の■■■■■さんという方が55歳なんですが、その方と■■■■■さんと一緒に来た先輩の方と私と推進委員の加藤さんと事務局の方で面談をさせていただきました。三十何年も日本にいたので、言葉もちゃんとできますし、烏山の方でもミカンを作っていたということで、すごく前向きに考えていて、本当は■■■■■の方ではレモンを作ってたけど、レモンでは何なんでミカンだということで、ミカンの話もいろいろ盛り上げて話をしました。■■■■■の方では人がずっと入ってきて自然に取っていくような生活になっているからそういう風にしたいという話もして、かなり前向きにやりたいというのがわかりました。会社の経営者なもので、少し見てきましたが、もう既に宅地の部分は所有権移転になっているようで、ブルなんかも入っていて、かなりやる気があるというのを見てきたところです。あとは、佐久山地区は遊休農地等たくさんあるものですから、このミカン発生が起爆剤になって何かできたらいいな、という風に私と推進委員さんもそんなことも思ったところです。嫌にならずにずっと続けて欲しいなと思ったところです。以上です。

議長（荒井 一夫） 次に、申請番号85番についてご報告願います。

新規就農者面談実施委員（笹沼 保治） 8番笹沼です。1月14日に益子推進委員と事務局で面談いたしました。■■■■■さん夫婦は大久保地内の空き家の方を農地と住居あわせて取得いたしました。そちらで長ネギの栽培をやりたいということです。二人とも東京の方の出身で非農家ということで初めてで、農業には従事していなかったということですが、前職が農林水産省にお勤めだったということなので、農業には興味があったようです。家が広いので、いずれは民泊もやって生計を立てたいということです。令和9年4月

に就農予定ということで、現在那須塩原のネギ農家さんで研修を受けているようで、就農に関しては問題ないと思います。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告、加えて新規就農者面談の報告が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。  
<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。  
本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。  
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。  
議案第6号は原案のとおり許可することといたします。  
次に、議案第7号「非農地証明願について」を上程します。  
申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明80～81ページ、別冊資料35～40ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。岩城委員。

現地調査担当委員(岩城 善広) 12番岩城です。1月21日、現地調査班第4班で現地確認をしてまいりました。申請番号27、福原地内の議案第5号、非農地証明願についてご報告いたします。須賀川地内の証明願です。現地は平成4年ごろから鶏舎および物置きとして利用して以降、農地として使用しておりません。

申請番号28番、佐久山地内の証明願です。現地は昭和50年ごろから下屋を建設して作業場進入路として利用して以降、農地として使用しておりません。

申請番号29、大久保地内の証明願です。現地は平成7年ごろから物置が設置される等、庭として利用して以降、農地として利用しておりません。以上3件、いずれも非農地証明に問題がないものと思われま。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。  
<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。  
本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。  
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。  
議案第7号は原案のとおり証明することといたします。  
次に、議案第8号「令和8年度農作業標準料金表について」を上程しま

す。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 82 ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。  
質疑はございませんか。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 12番岩城です。先ほどの説明でドローン作業自体に関しては、実際と乖離があるというお話がありましたが、乖離というのは高いとか安いとか、どういう意味での乖離でしょうか。よろしくお願います。

事務局 ドローンの作業料金につきましては、素案としましては、育苗の防除の部分でブームスプレーヤーと同額という形で記載を追加する予定でありましたので、金額は税込額10アール当たり1700円でご提案させていただきました。しかしながら、現在受託されている方からは、一般の業者であれば安くても2200~2300円はするというようなお話もありまして、ここに標準という形で掲載になってしまうと今現在その位の金額で受けているものも、やはり作業委託する側からなぜその金額なのかというようなお話が出てくる可能性があるというようなお話もありまして、一旦もう一度金額については来年に向けて精査した方がいいであろうということと今回記載の方は見送りとさせていただきます。説明は以上です。

議長 (荒井 一夫) その他、質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第8号は原案の通り承認することといたします。

議長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら願います。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) ないようなので、以上で第31回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時56分 閉会